

# 政府調達協定に係る 基準額(邦貨換算額)の 変更に伴う対応について

令和6年1月



# 邦貨換算額の変更に伴う対応について



令和6年1月25日付け財務省告示第24号などにより令和6年4月1日より適用となる、政府調達協定に係る基準額(邦貨換算額)(以下「新たな邦貨換算額」)が告示されています。西日本高速道路(株)では、**令和6年3月31日までに公告、指名通知又は見積方通知(以下、「公告等」)を行う調達契約**については、令和4年2月14日付け外務省告示第67号に規定する邦貨換算額(以下「**現行の邦貨換算額**」)に基づき手続きを行いますのでお知らせします。

## 現行の邦貨換算額

令和6年3月31日までに公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独法以外)
工事	1,500万SDR
	22億8,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	6,800万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	1,500万円

## 新たな邦貨換算額

令和6年4月1日以降に公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独法以外)
工事	1,500万SDR
	27億2,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	8,100万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	1,800万円